

個別の教育支援計画を作成・活用するために

—「家庭や関係機関と連携した支援のためのツール」—

改訂版



令和3年7月

徳島県立総合教育センター

目次

Q 1	「個別の教育支援計画」を作成する目的を、教えてください。	1
Q 2	どのような子どもが対象になりますか？	1
Q 3	活用するメリットを、教えてください。	2
Q 4	「個人情報の共有」について、どのような手続きや配慮が必要ですか？	2
Q 5	本人・保護者の同意を求める際に気をつけることを、教えてください。	3
Q 6	本人・保護者との連携のポイントについて、教えてください。	3
Q 7	関係機関等との連携のポイントについて、教えてください。	4
Q 8	作成や活用の手順について、教えてください。	5
Q 9	「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」のちがいは何ですか？	6
Q 10	作成や活用に際し、幼稚園等では、どのように取り扱いますか？	7
Q 11	「就学(進学)支援シート」と関連がありますか？	7
Q 12	作成や活用に際し、小学校・中学校では、どのように取り扱いますか？	8
Q 13	具体的な記載内容について、教えてください。	8
Q 14	合理的配慮について、教えてください。	9
Q 15	作成や活用に際し、高等学校では、どのように取り扱いますか？	10
Q 16	進学・就労の際の引継ぎについて留意することを、教えてください。	10
◇	関連する法令等	11

冊子の作成について

「自立や社会参加に向け、障がいのある全ての子どもの可能性を最大限に伸ばすことをめざす」という理念のもと「特別支援教育」が進められております。さらに、障がいのある子どもや保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進し、平成30年には、学校教育法施行規則の一部が改正されました。

そこでは、「個別の教育支援計画」は、「障がいのある幼児児童生徒一人一人に必要とされる教育的ニーズを把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に作成し、関係機関等と連携を行って支援を実施する」と明記されています。

また、幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校学習指導要領の改訂も行われ、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」、2つについての作成の意義が明記されました。

このような状況を受けて、この度、「個別の教育支援計画」の作成及び活用についての冊子を改訂いたしました。実際の取組に際し、御活用いただけますようお願いいたします。

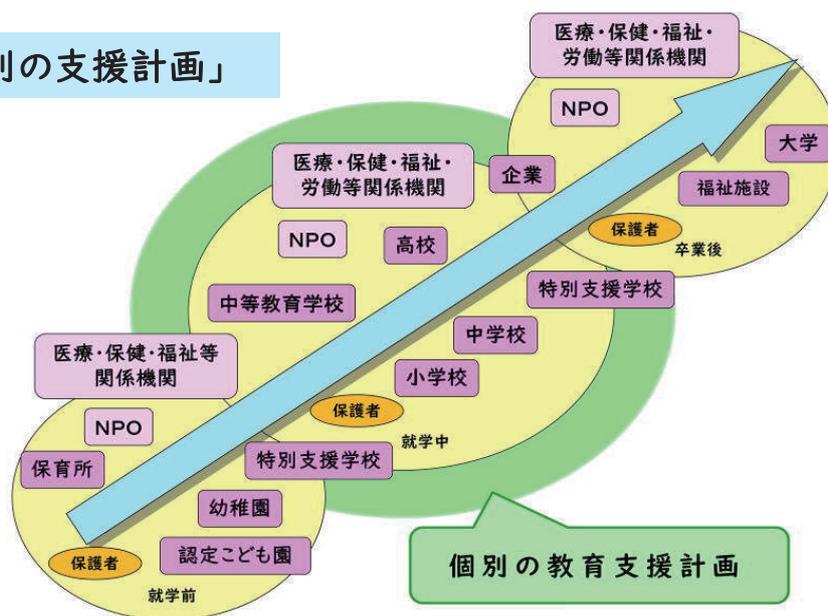


Q 1 「個別の教育支援計画」を作成する目的を、教えてください。

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、関係機関等と連携しながら、幼児期から学校卒業までを通じて長期的な視点で一貫した確な支援を行うことを目的に作成します。

- 「個別の支援計画」は、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫した支援をする計画です。その中で特に、学校等の教育機関が中心となって作成するものが、「個別の教育支援計画」です。教育、医療、保健、福祉、労働等の立場の人々が（以下、「関係機関等」）が連携して、障がいのある子どもへの支援を具体的に進めるための指標及びツールとして作成し、活用するものです。
- 「障害者基本計画」に基づく、「個別の支援計画」の一部です。

「個別の支援計画」



Q 2 どのような子どもが対象になりますか？

特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍する子ども、小中学校や高等学校の通級による指導を受けている子どもについては、全員作成します。

また、就学前や、小中学校、高等学校の通常の学級に在籍している障がいのある子どもについても、作成・活用に努めることとなっています。

- 具体的には、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症スペクトラム障がい、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等のほか、学習面又は行動面に支援が必要と思われる子どもで、発達障がいの可能性のある子どもも含まれます。
- 障がいの有無に関わらず、何らかの配慮や支援を必要とする子どもが対象となります。



「小学校・中学校・高等学校学習指導要領総則」

Q 3 活用するメリットを、教えてください。

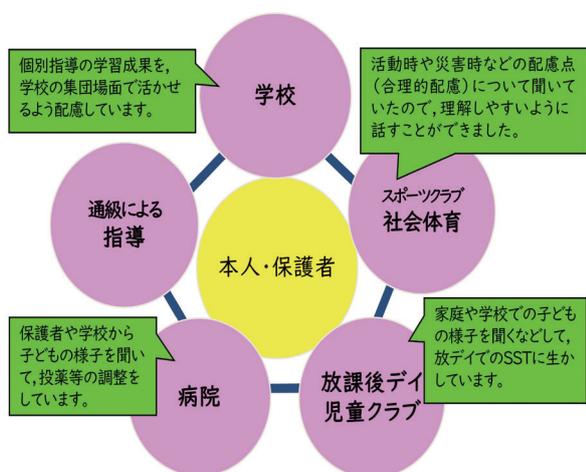
子どもへの理解が深まり、長期的に継続した支援ができます。

- 本人や家族の教育的ニーズが明示されることで支援の方向性が明らかになり、指導目標や指導内容・方法が明確化されます。
- 就学前から小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、さらに、その後の教育や就労等、生涯にわたる見通しをもった学校教育や支援を継続的に受けることができます。

保護者との連携が進むことで保護者の安心に繋がり、家族支援に生かされます。

- 学習や生活の場が変化していく際に、支援に関する情報を支援者に適切に伝えることができ、本人・保護者の負担軽減や安心に繋がります。

関係機関等との連携、学校間の連携に役立ちます。



例) 連携の効果

- 関係機関等と学校が情報の共有をすることによりそれまでの支援の見直しや整理ができます。それを生かして、今後の支援の目標の明確化や内容の具体化を図り、指導・支援を充実することができます。
- 教職員が共通の認識をもって支援方法を検討することができ、支援の目標や内容が適切なものになります。担任や教科担任、養護教諭、部活動顧問等の様々な立場の関わりのある教職員が自分の役割を明確にして支援を行うことができます。入学・進学・転学の際にも支援の状況を引き継ぐことができます。

Q 4 「個人情報共有」について、どのような手続きや配慮が必要ですか？

あらかじめ、情報共有や引継ぎ等の「活用」について本人・保護者の同意を得ます。作成した「個別の教育支援計画」は適切に保管し、細心の注意を払って取り扱います。

- 本来は、本人や保護者のものであり、当事者が管理することとなりますが、作成や活用については支援者が行うことが多いため、主な支援者である幼稚園や学校等が委任を受けて活用し、管理を行います。その際、個人情報の漏洩や紛失などが発生しないよう細心の注意を払うようにします。
- 学校では、個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存及び管理をします。指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいとされています。
- 入級する際に同意を得ることが多いと思われそうですが、実際に関係機関等と情報共有する場合などにも、その都度、同意を得ることにより、トラブルを未然に防ぐことができます。(→ Q6, Q7へ)

参考様式

【徳島県立総合教育センター(以下「センター」といいます)】
同意書

〇〇学校(園)長 様

今般の文書としていただくために必要の旨を賛同欄と共有し、個別の教育支援計画を活用することに同意します。

併記 日 月 年

本人同意
保護者同意

「個別の教育支援計画」について

- 「個別の教育支援計画」は、必ず本人や保護者から学校や園まで、関係・機関・施設・団体や関係機関等に渡して渡している間に、必ず賛同欄が記入になって作成する必要があります。
- 学校や園長が承認し、必ず本人や保護者から学校や園まで、関係・機関・施設・団体や関係機関等に渡して渡している間に、必ず賛同欄が記入する必要があります。
- 関係機関等が承認する中で、必ず本人や保護者から学校や園まで、関係・機関・施設・団体や関係機関等に渡して渡している間に、必ず賛同欄が記入する必要があります。
- 関係者が併記により、同意を撤回することもできます。
- 「個別の教育支援計画」の活用による関係機関等との関係共有を目的としても、個人情報を漏洩することはありません。

活用に関する同意書

※徳島県立総合教育センターHP掲載
(以下、同様)

Q 5 本人・保護者の同意を求める際に気をつけることを、教えてください。

「個別の教育支援計画」の作成趣旨を十分に説明します。本人・保護者の心情に配慮しながら、情報の共有や引継ぎ等の「活用」についての同意を得るようにします。

- 保護者は最も重要な支援者です。これまでの子育て等のあゆみをしっかり受け止めつつ、本資料やリーフレット等を活用して、「個別の教育支援計画」の作成の趣旨について、具体的に説明します。
- 共有する情報の内容や引継ぎ先について、同意を得るようにします。



保護者が「個別の教育支援計画」の活用に消極的な場合は？

- まず、保護者とのよりよい関係づくりをめざしましょう。
- 「個別の教育支援計画」の活用（関係機関等との情報共有など）を望まない理由や、不安に思っている点を少しずついねいに聞き出していくことが大切です。
- 校内でできる支援方法を検討して支援を行っていくとともに、学校での子どもの様子や支援の経過と成果について説明するなど、話し合う機会を継続してもつようにします。
- よりよい支援を行うためには、活用が効果的であることを伝えます。

Q 6 本人・保護者との連携のポイントについて、教えてください。

作成

保護者の心情を大切にしつつ、子どもの状態や教育的ニーズの把握に努めます。

- これまでの保護者の子育ての努力や不安に寄り添う姿勢を大切に、子どもの実態や状況、及び、記載内容の範囲について共通理解します。
- 本人や保護者の教育的ニーズ、家庭や地域での様子、関係機関等を把握します。
- 保護者の意見や学校の意向等を十分に話し合い、合理的配慮の提供について合意形成を図ります。
- 目標や支援内容を設定します。
- 必要な支援に関する情報を提供します。

活用

様々な機会を利用して、保護者と情報交換をします。

- 関係機関等と直接連絡を取って情報を共有することについて、保護者の同意を得ます。関係機関には、保護者の同意を得たことを伝え、今後の連携について依頼します。
- 日常的な連絡帳のやりとりや授業参観・個人懇談等の機会に、学校での子どもの成長の様子について具体的に説明し、理解を得るようにします。
- 家庭や地域、関係機関等での子どもの様子について、適宜、情報交換をします。

評価と引継ぎ

保護者とともに評価をします。また、引き継ぐ内容の確認を行います。

- 個人懇談等の機会に、指導や支援の経過を伝え、計画の見直しや次年度への引継ぎと目標の検討を行います。
- 本人・保護者から支援の様子や結果について意見を聞くなど、これまで有効だった手立てや配慮について確認し、有効な支援を継続するための環境整備についても検討します。
- 引き継ぐ内容を一緒に確認して、効果的な引継ぎに努めます。



Q 7 関係機関等との連携のポイントについて、教えてください。

お互いの顔が見えるネットワークを構築し、PDCAサイクルで支援を行います。

学校関係

- ・校長，教頭
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・学級担任，教科担任
- ・養護教諭
- ・生徒指導主事
- ・特別支援学級担任
- ・通級による指導担当
- ・特別支援教育支援員
- ・PTA，学校ボランティア
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・学校医
- ・スクールアドバイザー
- ・特別支援教育巡回相談員
- ・市町村教育委員会
- ・教育研究所
- ・総合教育センター 等

家庭や地域

- ・保護者
- ・家族
- ・その他
- 社会体育
- スポーツ少年団
- 子ども会 等



関係機関等

- 医師，看護師，言語聴覚士，作業療法士
- 理学療法士，視能訓練士，訪問看護
- ステーション，公認心理師，臨床心理士
- 保健所，市町村の保健担当
- 福祉事務所，市町村の福祉担当
- 福祉施設，社会福祉協議会
- こども女性相談センター（児童相談所）
- 発達障がい者総合支援センター
- 障がい者相談支援センター
- 民生児童委員
- 児童館，放課後児童クラブ（学童保育）
- 預かり保育
- 放課後等デイサービス事業所
- 地域若者サポートステーション
- 青少年育成補導センター
- ハローワーク
- 児童発達支援センター 等

○ ネットワークの構築

- ・保護者や学校が関係機関等に働きかけて、連携を進めていきます。
- ・園や学校は、関係機関等における子どもの生活や活動の場面を訪問したり、ケース会議に参加を求めたりして、連携を進めて支援計画を作成します。
- ・すでに関係機関等で「個別の支援計画」が作られている場合は、そのネットワークを利用した支援体制を作って、支援を継続していきます。
- ・成長に伴い、状況に応じて新たな関係機関等と連携体制を構築していきます。



参考様式 「放課後等デイサービス事業所との連携についての同意を求める依頼書」 他

<p>様式1 【依頼：同意書】依頼書 学校→保護者</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（依頼者名） 様</p> <p>（学校名） （校長 氏名） （印 実 務）</p> <p>放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する同意について（依頼） 旨です。本校が依頼書に同意と捺印を求め、ありますこととさせていただきます。 本件、子どもが通級、通級による指導を受けることとなる場合、依頼書に同意する 放課後等デイサービス事業所と学校が、表の2つの内容について、必ずしも同意し、 同意を求め、同意を求めさせていただきます。</p> <p>【依頼内容】 1 下校時の送迎や送迎の依頼に関すること 2 通級による指導の依頼に関すること 3 通級による指導の依頼に関すること</p> <p>つきましては、貴校の同意を求めさせていただきます。その際は、保護者から 同意をいただくことをお願いいたします。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・学校からの依頼、依頼書に同意した内容は、必ずしも同意書に反映いたしません。 ・依頼書について不明な点がある場合は、いつでも学校の担当者にお問い合わせください。</p> <p>（依頼者） 保護者 同意</p>	<p>様式2 【依頼：同意書】依頼書 学校→学校→放課後等デイサービス事業所</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（学校名） 様</p> <p>（校長 氏名） （印 実 務）</p> <p>放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する同意書</p> <p>旨です。本校が依頼書に同意と捺印を求め、ありますこととさせていただきます。 本件、子どもが通級、通級による指導を受けることとなる場合、依頼書に同意する 放課後等デイサービス事業所と学校が、表の2つの内容について、必ずしも同意し、 同意を求め、同意を求めさせていただきます。</p> <p>【依頼内容】 1 下校時の送迎や送迎の依頼に関すること 2 通級による指導の依頼に関すること 3 通級による指導の依頼に関すること</p> <p>つきましては、貴校の同意を求めさせていただきます。その際は、保護者から 同意をいただくことをお願いいたします。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・学校からの依頼、依頼書に同意した内容は、必ずしも同意書に反映いたしません。 ・依頼書について不明な点がある場合は、いつでも学校の担当者にお問い合わせください。</p> <p>（依頼者） 学校 同意</p>	<p>様式3 【依頼：連携先の交換シート】依頼書 学校→保護者→放課後等デイサービス事業所</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（依頼者名） 様</p> <p>（校長 氏名） （印 実 務）</p> <p>放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する同意書</p> <p>旨です。本校が依頼書に同意と捺印を求め、ありますこととさせていただきます。 本件、子どもが通級、通級による指導を受けることとなる場合、依頼書に同意する 放課後等デイサービス事業所と学校が、表の2つの内容について、必ずしも同意し、 同意を求め、同意を求めさせていただきます。</p> <p>【依頼内容】 1 下校時の送迎や送迎の依頼に関すること 2 通級による指導の依頼に関すること 3 通級による指導の依頼に関すること</p> <p>つきましては、貴校の同意を求めさせていただきます。その際は、保護者から 同意をいただくことをお願いいたします。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・学校からの依頼、依頼書に同意した内容は、必ずしも同意書に反映いたしません。 ・依頼書について不明な点がある場合は、いつでも学校の担当者にお問い合わせください。</p> <p>（依頼者） 学校 同意</p>	<p>様式4 【依頼：連携先の交換シート】依頼書 放課後等デイサービス事業所→学校→保護者</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>（依頼者名） 様</p> <p>（校長 氏名） （印 実 務）</p> <p>放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する同意書</p> <p>旨です。本校が依頼書に同意と捺印を求め、ありますこととさせていただきます。 本件、子どもが通級、通級による指導を受けることとなる場合、依頼書に同意する 放課後等デイサービス事業所と学校が、表の2つの内容について、必ずしも同意し、 同意を求め、同意を求めさせていただきます。</p> <p>【依頼内容】 1 下校時の送迎や送迎の依頼に関すること 2 通級による指導の依頼に関すること 3 通級による指導の依頼に関すること</p> <p>つきましては、貴校の同意を求めさせていただきます。その際は、保護者から 同意をいただくことをお願いいたします。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・依頼書は、学校が求めた「個別の支援計画」と一緒に送付させていただきます。 ・学校からの依頼、依頼書に同意した内容は、必ずしも同意書に反映いたしません。 ・依頼書について不明な点がある場合は、いつでも学校の担当者にお問い合わせください。</p> <p>（依頼者） 放課後等デイサービス事業所 同意</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

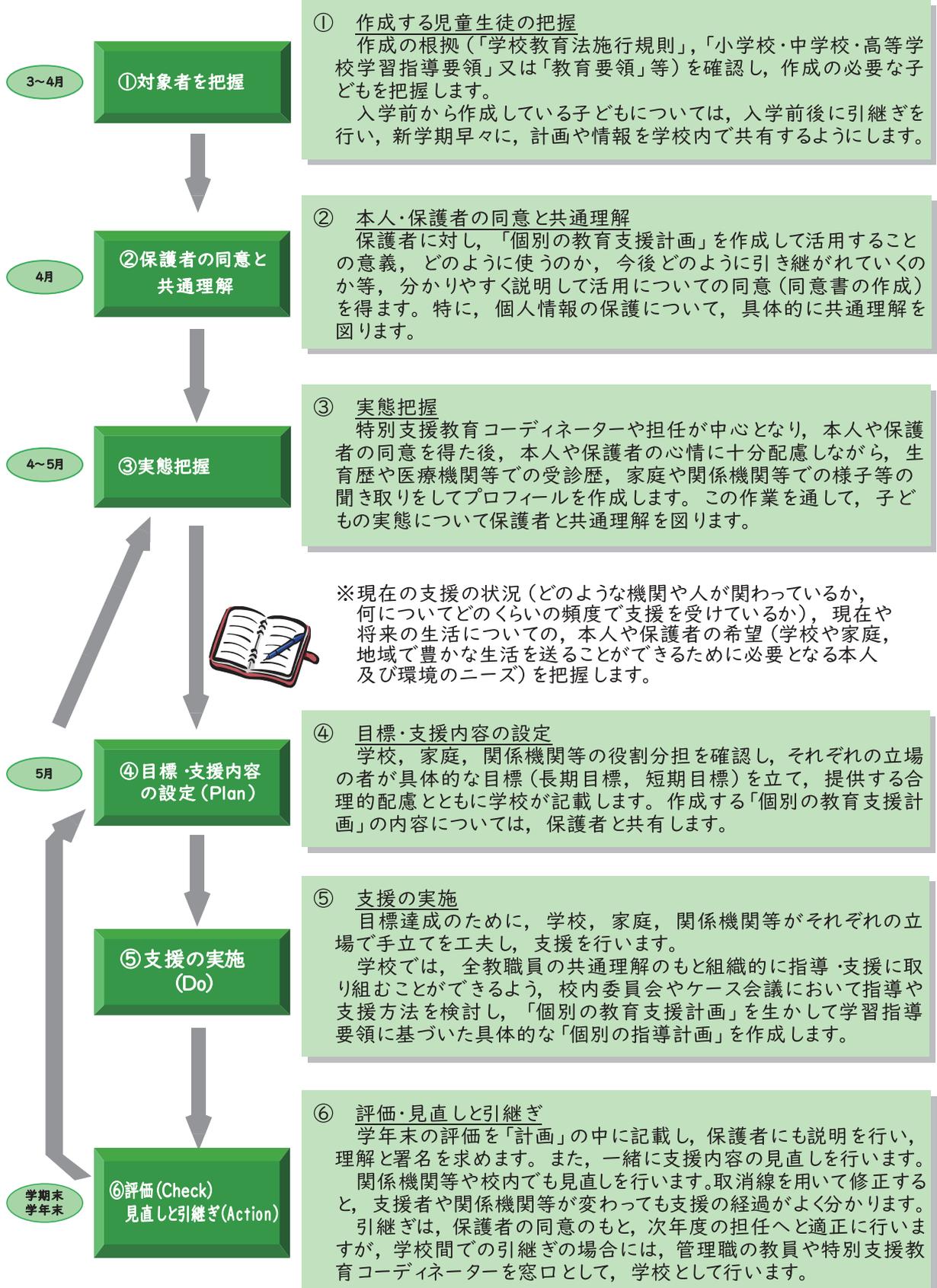
○ PDCAサイクル

- ・月、学期ごとなど、定期的に情報交換しながら、評価や計画に基づいた支援を行います。
- ・ケース会議等で、互いの役割と支援の状況、効果の確認や見直しを行います。



Q 8 作成や活用の手順について、教えてください。

まずは、「作成の意義」「活用の同意」について、ていねいな説明をして理解を得ます。関係機関との連携による支援を進め、「見直し」と「引継ぎ」を随時行います。



Q 9 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」のちがいは何ですか？

「個別の教育支援計画」は「連携のため」、「個別の指導計画」は「教えるため」のものです。

個別の教育支援計画

他機関と連携を図り、長期的な視点に立った計画

「他機関と連携する」、「支援を切れ目なく継続する」等、支援をつなぎます。

- 【目的】 幼稚園等や学校、関係機関等が適切な役割分担のもとに、子ども一人一人のニーズに応じて適切な支援を行うために作成します。
- 【作成者】 幼稚園等や学校が主体となって作成します。保護者の意見を聞くと同時に、関係機関等との連携や調整が必要です。新たな関係機関等を取り入れる場合など、適宜改訂します。
- 【時期・期間】 就学期間を通した長期的な視点で作成し、評価の時期も個別に設定します。学年や学校間を通して切れ目ない支援を継続します。

幼稚園等

小学校

中学校

高校
就労

大学
就労

就労

教育・医療・保健・福祉・労働

個別の指導計画

指導を行うためのきめ細かい計画

今、目の前にいる子どもを指導・支援するためのものです。

- 【目的】 学習指導要領に応じた教育課程を個別化・具体化し、子ども一人一人の指導目標や指導内容、及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成します。
- 【作成者】 個別の教育支援計画を生かして、幼稚園等や学校が主体となり、保護者と連携や協力をして作成します。担任や教科担任等、子どもの指導・支援に直接かかわる人が作成します。
- 【時期・期間】 学年や学期、月等をめやすに、長期目標や短期目標を設定して作成し、それに応じた指導・支援についての評価を行います。

学習指導要領に示されている「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

- 障がいのある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関等との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

「小学校・中学校学習指導要領第1章第4 児童（生徒）の発達の支援」

Q10 作成や活用之际、幼稚園等では、どのように取り扱いますか？

適切な支援を早期に始めるために、支援体制を確立し、作成と活用を進めます。

- 障がいのある幼児や園児などの子どもの指導や保育に当たっては、家庭、地域及び関係機関等との連携を図り、子どもの発達過程や障がいの状態などに応じて長期的な視点で教育及び保育的支援を行うため、作成し、活用することに努めるものとなっています。



- ・「個別の教育支援計画」（「幼稚園教育要領」）
- ・「個別の教育及び保育支援計画」（「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」）

- 保育所でも、家庭や関係機関等と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ることとなっています。（「保育所保育指針」）

指導や保育における留意点

- 子どもの障がいの種類や程度を的確に把握した上で、子どもの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な手立てを検討し、指導に当たる必要があります。
- 「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」等の他、「教育支援資料」（文部科学省）などを参考にしながら、全ての教職員や保育教諭、保育士等が障がいに対して正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。

就学時における引継ぎの留意点

- 保護者の同意のもと、在園・在所、在学中の支援の目的や内容を伝えるなどして、切れ目のない支援に生かすことが大切です。
- 市町村の中には、顔つなぎの場として、小中学校や幼稚園等の特別支援教育コーディネーターを集めた連絡会を開催するところもあります。
- 小学校の引継ぎ担当や管理職の教員は、適当な時期に小学校や、幼稚園等へ出向いて協議の場を持ったり、直接書類の受渡しをしたりして引き継ぎます。



Q11 「就学(進学)支援シート」と関連がありますか？

「就学(進学)支援シート」は、それまでに積み上げた指導や支援を引き継ぐものです。

- 子どもの就学(進学)に際して、学校・幼稚園等が円滑な支援の引継ぎを行うことを目的に、保護者と連携して作成するシートです。学校や幼稚園等で行ってきた支援や指導内容を引き継ぐことが切れ目のない適切な支援や指導につながり、その後の自立や学習に大きな効果があります。『引き継ぎシート』、『入学(進学)サポートシート』など、市町村ごとで共通の様式を整えており、その名称や様式も様々です。このシートが、「個別の教育支援計画」の作成のきっかけとなる学校もあります。

就学(進学)支援シート等の記入や管理の留意点

- 作成、提出、保管、様式等については、市町村の取決めがあります。
- 学校は、提出された情報を引き継ぎ、今後の支援について協議を経て、支援を行います。

Q14 合理的配慮について、教えてください。

「合理的配慮」とは、障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し、行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

「合理的配慮」

- 「障害者の権利に関する条約」において提唱された新たな概念であり、「障害者差別解消法(平成28年)」において、障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられています。
- 各学校の設置者及び学校は、子どもの興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の把握をしておく必要があります。これを踏まえて、学校の設置者及び学校と本人及び保護者が合理的配慮の具体的内容について可能な限り合意形成を図った上で決定して提供される必要があります、その内容を個別の教育支援計画に明記し、活用していくことが大切です。
- 合理的配慮の決定に当たり、各学校の設置者及び学校が体制面・財政面を勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について個別に判断することになります。

「合理的配慮」の観点(3観点11項目)

(1) 教育内容・方法

(1) -1 教育内容

- (1) -1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- (1) -1-2 学習内容の変更・調整

(1) -2 教育方法

- (1) -2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- (1) -2-2 学習機会や体験の確保
- (1) -2-3 心理面・健康面の配慮

(2) 支援体制

- (2) -1 専門性のある指導体制の整備
- (2) -2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- (2) -3 災害時等の支援体制の整備

(3) 施設・整備

- (3) -1 校内環境のバリアフリー化
- (3) -2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- (3) -3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 本人・保護者から「合理的配慮の提供」について申し出があった場合、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて検討や決定をしていきます。
- 本人・保護者と幼稚園等及び学校が合意形成を図り、合理的配慮の決定をします。
- 必要となる主な配慮事項を、観点と照らし合わせて記入するようにします。

例) ・定期試験等における合理的配慮・・・別室受検(受験)、拡大コピーされた解答用紙の提供
・学習場面・・・タブレット端末に取り入れた読み上げ機能による音声教材の活用

参考 「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」

国立特別支援教育総合研究所HP

「災害時等の支援体制の整備」

- 平常時から、災害等の緊急事態発生の際における初動体制を構築し、準備をしておく必要があります。
- 避難するときや避難所での生活の際に必要な配慮事項(身体の状態、情報伝達手段、携行すべき医薬品や医療用具、緊急連絡先等)を、誰が見ても把握できるように記載しておきます。
- 定期的に、記載内容の見直しを行います。

「災害への備え」

- 持ち出す防災グッズとともに、「支援グッズ」も忘れないようにしましょう。
 - ・薬 ・お薬手帳
 - ・絵カード ・手順書
 - ・スケジュール表
 - ・おもちゃなど安心グッズ
 - ・マスク ・手指消毒剤
 - ・体温計 等
- 避難場所の確認
- 緊急連絡先

Q15 作成や活用之际、高等学校では、どのように取り扱いますか？

中学校から引き継いだ「個別の教育支援計画」をもとに計画を立て、支援を行います。卒業時には、進学先や就労先に支援についての情報を引き継ぎます。

- 高等学校への進学は、地域も友人関係も異なるため、必要な支援が今までとは異なる場合があります。また、これまでの支援の継続を、本人・保護者が望んでいる場合があります。
- 本人・保護者の同意のもと、中学卒業時に受け取った「個別の教育支援計画」(原本)を確認し、高校入学後早い時期に支援の目的や内容について話し合い、新たに「個別の教育支援計画」を作成して支援を進めていきます。
- 担任、教科担当、部活動顧問等、様々な立場の者による実態把握から得た情報も加えて、「個別の教育支援計画」を作成し、それを生かした「個別の指導計画」も作成して、全教職員の共通認識のもとに支援を行っていきます。

Q16 進学・就労の際の引継ぎについて留意することを、教えてください。

小中学校、高等学校、大学などの学校間の移行期や、学校から社会への移行期など、機会ごとに、本人・保護者の同意を得て、情報管理に配慮した適切な手続きを行います。高等学校では、進学・就労へと進む際に、「移行支援計画」を作成することもあります。

- 新しい環境における必要な支援の継続をめざして、まず、本人・保護者の同意を得ます。
- 進学先・就労先に、本人・保護者の同意の意思を伝えて支援の継続を依頼します。
- 「個別の教育支援計画」を、本人や保護者、又は、委任を受けた卒業学校の教員が進路先や就労先に持参して、丁寧な引継ぎを行います。
- 高等学校卒業後は、学校から社会へ移行することになります。

参考様式 「引き継ぎ関連書類」

 <p>同意書</p>	 <p>依頼書</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

進学先や就労先での新生活をスムーズに開始できるように、高等学校では、移行期に特化した、「個別の移行支援計画」(移行支援シート)を作成し、引継ぎを行います。

高等学校で作成する、「移行支援計画」

- 「個別の教育支援計画」の中でも、「進学」や「就労」それぞれに照準を合わせた必要な情報を含んだもので、高校在学中に作成します。それまでの支援の内容や手立て、関係機関等との連携などについて記載します。
- 社会に出ると、異なる関係機関等による支援に移行する場合があるので、作成時には新しい環境に合わせた情報収集が必要です。



個別の移行支援計画

【個人用・機密情報】

氏名: _____ 性別: _____

学年: _____ 進路先: _____

支援計画: _____

作成日: _____

作成者: _____



◆ 関連する法令等

◆ 教育基本法

第1章第4条 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

◆ 学校教育法

第81条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

◆ 幼稚園教育要領 第1章第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1. 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

◆ 保育所保育指針 第1章3の(2) 指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

◆ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章第2節の3 特別な配慮を必要とする園児への指導

(1) 障害のある園児などへの指導

障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

◆ 小学校学習指導要領 第1章第4節 児童の発達の支援 (P6参照)

◆ 中学校学習指導要領 第1章第4節 生徒の発達の支援 (P6参照)

◆ 高等学校学習指導要領 第1章第5款 生徒の発達の支援

2 (1) 障害のある生徒などへの指導

障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

◆ 関連する法令等

◆ 障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

◆ 障害者の権利に関する条約(障害者の権利条約)

(目的)

第1条 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

◆ 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

(基本理念)

第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

◆ 関連する法令等

◆ 発達障害者支援法

(目的)

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

◆ 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

◇ 参考文献・引用文献

- ◆ 幼稚園教育要領（文部科学省）
- ◆ 幼稚園教育要領解説（文部科学省）
- ◆ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- ◆ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- ◆ 保育所保育指針（厚生労働省）
- ◆ 保育所保育指針解説（厚生労働省）
- ◆ 小学校学習指導要領（文部科学省）
- ◆ 小学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省）
- ◆ 中学校学習指導要領（文部科学省）
- ◆ 中学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省）
- ◆ 高等学校学習指導要領（文部科学省）
- ◆ 高等学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省）
- ◆ 教育支援資料（文部科学省）
- ◆ 障害者差別解消法リーフレット（内閣府）
- ◆ 幼稚園・小中高等学校における特別支援教育の進め方⑤「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用（全国特別支援教育推進連盟編集，ジアース教育新社）
- ◆ 特別支援教育教育課程学習指導手引書「特別支援学校編」（長野県教育委員会）
- ◆ 幼稚園、小・中・高等学校等における「個別の教育支援計画」作成の手引（愛媛県総合教育センター）
- ◆ 個別の教育支援計画Q&A及び記入例（改訂版）（山口県教育庁）
- ◆ 移行支援シート「楽しい、豊かな学校生活を送るために」（鹿児島県教育庁）
- ◆ 災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府）
- ◆ 避難行動要支援者のための個別支援計画作成の手引き（兵庫県防災企画局）
- ◆ 災害時における障がいのある子どもへの配慮（国立特別支援教育総合研究所）
- ◆ 発達障がい者知って備える！防災ハンドブック（徳島県発達障がい者総合支援センター）
- ◆ 引き継ぎシート（徳島市教育委員会）
- ◆ 就学支援シート（阿南市教育委員会）
- ◆ 個別の教育支援計画，入学・進学サポートシート（吉野川市教育委員会）

個別の教育支援計画を作成・活用するために －「家庭や関係機関と連携した支援のためのツール」－ 改訂版

令和3年7月発行

徳島県立総合教育センター

〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課

電話 088-672-5200

E-mail : tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

まなびの広場へのアクセス

 **特別支援まなびの広場** 

<https://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/>

